

公益財団法人秋田県体育協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県体育協会（以下「本会」という。）定款第18条及び第31条の規定に基づき、本会の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員 理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費・交通費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 前条の常勤役員には、職務遂行状上の対価として報酬を支払うことができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員報酬表（別表1）に基づき報酬を支給する。
- 3 前条の非常勤役員及び評議員は、定款第18条、第31条の規定に基づき無報酬とする。
- 4 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の月額報酬は、常勤役員報酬表（別表1）によるものとし、報酬の額は理事会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第5条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月21日（その日が休日にあたるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）とする。

- 2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第6条 役員等がその職務の遂行にあたって、経費を要する場合には、事務局職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

- 2 通勤手当については、事務局職員給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人秋田県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

別表1 (第3条関係) 常勤役員報酬表 (単位:円)

号俸	月 額
1	250,000
2	260,000
3	270,000
4	280,000
5	290,000
6	300,000
7	310,000
8	320,000
9	330,000
10	340,000
11	350,000